

納税証明書提出時注意事項

税区分	国税	市町村税
必要書類	納税証明書(注1)	
	法人の場合 国様式その3の3	個人の場合 国様式その3の2
請求先	本社の所在地を所轄する 税務署(注1)	
	委任先有りの場合 委任先営業所等の 所在地の市町村(注3) 東京都特別区の法人区民税は都税事務所	委任先無しの場合 本社の 所在地の市町村(注3)
有効期限	発行(証明)年月日が申請日(申請書を提出する日)から 3か月以内 のもの	
参考	【射水市の完納証明書の請求先】 本庁舎証明書発行窓口、各地区センター、収納対策課 ※射水市の完納証明書については、収納対策課(Tel.0766-51-6620)にお問い合わせください。	

- 注1** 国税の納税証明書の交付請求手続きをオンラインでも行えます。詳しくは国税庁のホームページでご確認下さい。
- 注2** 完納証明書(全税目に未納(滞納)がないことの証明書)が発行されない自治体の場合は、直近年度分(法人市民税等については直近事業年度分)の納税証明書を請求してください。
- 注3** 東京都特別区の場合、法人区民税の納税証明書は都税事務所に請求してください。

納税証明書Q&A

質問	回答
どの税目の証明が必要ですか？	全税目です。
完納証明書が発行されない自治体の場合、納税証明書は何年度分必要ですか？	直近年度分(法人市民税等については直近事業年度分)を提出してください。
完納証明書が発行されない自治体において、平成30年度法人市町村民税が納期限未到来により証明されない場合、どうすればよいですか？	平成29年度分を提出してください。
完納証明書が発行されない自治体の場合、持ち分が共有の固定資産についても証明が必要ですか？	必要です。
完納証明書に納期限未到来額がありますが問題ありませんか？	問題ありません。 なお、納期限到来で未納額がある場合は、入札参加資格の申請はできません。
本社から支店に入札の権限を委任する場合、どちらの市町村税の証明が必要ですか？	支店(委任先)のものであります。
支店を新設して間がないため、支店での完納証明書が提出できない場合はどうすればよいですか？	提出書類一覧表の備考欄にその旨を記載し本店のものを提出してください。
東京23区のように法人区民税が法人区民税に含まれている場合はどうすればよいですか？	東京都特別区の場合、法人区民税の納税証明書は都税事務所に請求してください。
都道府県税の納税証明書の提出は必要ですか？	不要です。ただし、東京都特別区の法人区民税の場合は都発行の納税証明書が必要です。
証明書を複写(コピー)したものを提出してもよいですか？	納税証明書など、官公署発行の証明書については複写可としています。
射水市の完納証明書の郵便請求は可能ですか？	可能です。詳細については、射水市収納対策課にお問い合わせください。 収納対策課 電話 0766-51-6620